発行　株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
https://www.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞　第213号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
We make food labeling accessible for everyone.

食品表示基準が一部改正されました（栄養機能食品関連）

2026年10月1日、食品表示基準の一部改正が公布され、同日に施行されました。主に栄養機能食品に関する改正ですが、通知等もあわせて改正されていますので、概要を以下に整理してみたいと思います。

食品表示基準の改正概要

主な改正対象は、「別表第十一」に定める栄養機能食品の基準のうち、以下の項目です。

- 栄養成分の「下限値」「上限値」
- 「栄養成分の機能」の文言
- 「摂取をする上での注意事項」

下限値または上限値に改正があった栄養成分は、亜鉛、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム、パントテン酸、ビタミンB_1、ビタミンB_{12}、ビタミンD、ビタミンEです。下限値が大幅に上がったもの（例：ビタミンD 1.65μg→2.70μg）や、上限値が大幅に下がったもの（例：銅 6.0mg→4.6mg）もありますので、確認が必要です。

栄養成分の機能の文言は、一部を除き文末表現が「栄養素のひとつです。」に変更されたほか、削除（例：「多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける」（銅））や追加（例：「鉄の吸収を助ける」（ビタミンC））または変更（例：「抗酸化作用により細胞を保護するのを助ける」（ビタミンE））がされています。摂取をする上での注意事項は、マグネシウムとビタミンAに栄養成分名の明記が必要となります。詳細は「新旧対照条文」を参照してください。

通知「食品表示基準について」「食品表示基準Q&A」の主な改正点

「食品表示基準について」には、一つの食品で二つ以上の栄養成分について栄養成分の機能や摂取をする上での注意事項を表示する場合や、一つの栄養成分に二つ以上の栄養成分の機能があり、かつ文末表現が同一の場合のまとめ表示の例が追加されました。

例えば一つの食品で二つ以上の栄養成分について栄養成分の機能を表示する場合は、「パントテン酸、ビタミンB_1及びビタミンB_2は、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。ビタミンB_2は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。」のようにまとめて表示できます。詳細は「新旧対照表」を参照してください。

また「食品表示基準Q&A」には栄養機能食品に関する改正はなく、その他の表示事項に関するいくつかの変更がありました。例えば「特色のある原材料」に該当するとされる「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の範囲に、「地理的表示（GI）として名称が登録された産品」が追加されています。詳細は「新旧対照表」を参照してください。

その他、「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」も第6版へと改正されています。栄養機能食品基準の改正が反映されており、まとめ表示の例も追加されました。また表示見本のイラストが、タブレット（カルシウム）からシリアルバー（ビタミンE）に変更されています。

経過措置期間とガイドラインについて

経過措置期間は、令和12年（2030年）3月31日までです。食品表示基準は、半年前の2026年4月にも大きな改正があり、アレルギー表示の改正は令和10年（2028年）3月31日まで、個別品目ごとの表示ルールの改正は令和12年（2030年）3月31日までの経過措置期間となっています（過去記事参照）。改正履歴と経過措置期間は「これまでの食品表示基準の改正概要について」（消費者庁）に整理されていますので、あらためての確認をされるとよいと思います。

（川合）

Label bank

食品表示調査サービス
原材料及び添加物の適合性検証
容器包装への表示案の適合性検証

この記事はウェブでお読みいただけます。
下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。

ミニコラム

最近の食品添加物に関する改正状況について

2026年8月26日に令和8年度第2回食品衛生基準審議会が開催され、審議会において酢酸カリウムの新規指定等について審議され、了承されました。

今回は、酢酸カリウムの新規指定をはじめ、直近（2025年以降）で行われた食品添加物の新規指定や削除、使用基準の改正についてまとめてみたいと思います。

酢酸カリウムの新規指定

2026年8月26日に食品衛生基準審議会において新規指定及び規格基準について審議され、了承されました。パブリックコメントも実施されており、今後、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえて必要な対応が行われた後、「食品衛生法施行規則」及び「食品、添加物等の規格基準」の改正が行われ、官報で公布される見込みです。使用基準については設定されませんでした。

亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウムの使用基準の改正

2026年４月７日に上記添加物の使用基準が改正されました。この改正では、ぶどう酒からアルコールを除去した清涼飲料水及びこれにぶどう果汁（濃縮ぶどう果汁を含む。以下同様。）を加えたもの、清涼飲料水に加えるぶどう果汁について、使用基準が明記されました。

これらの食品カテゴリーは、改正前では「その他の食品」として二酸化硫黄としての残存量0.030g/kg未満が基準でしたが、改正後はこれらの食品カテゴリーについては、二酸化硫黄としての残存量0.35g/kg未満*が基準となりました。

＊「清涼飲料水」及び「清涼飲料水に加えるぶどう果汁」にあっては、上記亜硫酸塩等のうち１種以上と併用する場合には、二酸化硫黄としての合計量が0.35g/kg未満

グルコン酸亜鉛の使用基準の改正

2026年４月７日に上記添加物の使用基準が改正されました。この改正では、使用対象食品のうち「特別用途表示の許可又は承認を受けた食品」について、従来は「病者用食品」が対象とされていましたが、「総合栄養食品*」が対象となるよう変更されました。

＊総合栄養食品は、病者用食品の分類の一つ

オゾケライト、グアヤク脂等、既存添加物名簿に記載されていた一部添加物の削除

2025年8月25日に既存添加物名簿に記載されていた添加物のうち、流通実態がないことなどを理由に30品目が削除になりました。

2025年以降に行われた食品添加物の新規指定や削除、使用基準の改正については前述の通りです。酢酸カリウムの新規指定（予定）や亜硫酸塩等の使用基準の改正といった、規制が緩和されるものもある一方で、グルコン酸亜鉛の使用基準の改正や既存添加物の一部削除といった規制が強化されるものもあります。

規制強化の例としては、上記の他、2018年にアルミニウム含有添加物の規制強化等もあります。この改正では、硫酸アルミニウムカリウム、硫酸アルミニウムアンモニウムの使用基準が改正され、「菓子、生菓子又はパン」に対してアルミニウムとして0.1g/kgという使用基準が新たに設定されました。これらは膨脹剤として穀類加工品や菓子類などに使用されており、穀類加工品や菓子類などを多く食べる一部の小児で許容量を超える可能性が示されたことによる改正となります。

このように、添加物の規制に関しては新たに得られた知見等を踏まえて緩和と強化の両輪で機能しているものと考えられます。

食品添加物の新規指定や削除、使用基準の改正は食品を製造、輸入、販売する事業者にとって重要な情報ですので、日頃から最新の制度や基準に関する情報を収集し、改正内容を確認しておくことをお勧めします。

（中西）

執筆書籍 好評発売中！

基礎からわかる

輸出時の食品表示の実務ガイドブック

編著者名：ノウタス株式会社 髙橋明久、エム・アール・アイ・リサーチアソシエイツ株式会社 長田侑子、**株式会社ラベルバンク 川合裕之**
出版社：第一法規株式会社
発刊日：2026年3月6日
価　格：4,070円(本体：3,700円)

第3部（米国、EU）解説等追記のお知らせ

https://www.label-bank.co.jp/column/book.html

この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。

今月のお気に入り言葉

秋高気爽

四字熟語

Label bank

発行　株式会社ラベルバンク
〒532-0011
大阪市淀川区中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F

毎月 1 日発行
WEB サイト：
https://www.label-bank.co.jp/
お問い合わせ：
customer@label-bank.co.jp
Tel. 03-6260-9540